

衆議院農林水産委員会ニュース

【第211回国会】令和5年5月10日（水）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）
 - ・野村農林水産大臣、築文部科学副大臣、野中農林水産副大臣、角田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
 - ・武部新君外6名（自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）から提出された附帯決議案について、梅谷守君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
（質疑者）西野太亮君（自民）、庄子賢一君（公明）、近藤和也君（立憲）、小山展弘君（立憲）、神谷裕君（立憲）、池畑浩太郎君（維新）、長友慎治君（国民）、田村貴昭君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

西野太亮君（自民）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案関係

- ア 改正の内容
- イ 政府一体となった海業の推進体制の強化及び地方公共団体間での先行事例の共有の必要性
- ウ 海業を持続可能な産業として発展させていくための取組に関する政府の方針
- エ 海業の地元経済に対する効果の検証に関する政府の取組
- オ 漁港がない地域でも地域資源を生かして海業を発展させていく必要性
- カ 海業の発展に向けた農林水産大臣の意気込み

庄子賢一君（公明）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案関係

- ア 我が国水産業の置かれている現状を改善するために法改正が果たす役割
- イ 海業の有する価値及び可能性
- ウ 活用推進計画の策定に際し防災・減災対策を強化する必要性
- エ 低・未利用魚に対する水産加工資金を活用した海業の活性化についての所見
- オ 漁港施設等活用事業の実施期間及び漁港水面施設運営権の存続期間の設定根拠
- カ 漁港協力団体の活動経費に対する支援についての検討の有無

近藤和也君（立憲）

- (1) 5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震の被災地の復旧・復興に向けた政府の取組
- (2) 水産高校関係
 - ア 商船や工業に係る教育職員の免許状を有する者が水産科の商船や工業に対応した教科を指導可能であることを周知する必要性
 - イ 水産大学校卒業生の特別免許状による教員採用を増加させる必要性
 - ウ 文部科学省と農林水産省が連携して水産高校の教育内容を生徒が漁業に魅力を感じるものにして

- いく必要性
エ 水産高校に対する農林水産大臣の思い

小山展弘君（立憲）

- (1) 茶業関係
ア 今年の動向と今後の見通しについての農林水産省の認識
イ 茶の振興についての農林水産大臣の意気込み
ウ 気温低下による販売収入の減少が収入保険の対象になることについての確認
- (2) 有機JAS基準にのっとり生産したにもかかわらず農薬が検出される場合についての農林水産省の認識と今後の対策
- (3) 漁協等関係
ア 漁業者のためだけではなく、地域の持続的発展にも貢献する存在であるとの考えに対する農林水産省の認識
イ 燃油購買事業について員外利用制限を緩和、撤廃する必要性
ウ 農協等系統が異なる協同組合との合併についての農林水産省の認識
エ 労働者協同組合の海業の担い手としての活用についての農林水産省の認識
オ 漁協と農協など協同組合間連携を後押しする政策の必要性

神谷裕君（立憲）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案関係

- ア 海業の振興に関する計画は地域の利益を最大化するものである必要性
イ 漁港施設の追加関係
a 追加によって国からの支援範囲が広がるかの確認
b 発電施設を追加する理由
ウ 海面の利用に関する調整関係
a 海面の利用に当たって漁業者との競合が起きないように合意形成を行う仕組み
b 改正後の第43条第1項第3号（実施計画の認定等）における「著しく」の程度と判断の主体
エ 期間満了等の場合における原状回復関係
a 原状回復義務の確実な履行のための仕組み
b 漁業者や漁港管理者に負担が生じるおそれの有無の確認

池畑浩太郎君（維新）

- (1) これからの水産業の在り方について農林水産大臣の見解
(2) 水産業を成長産業化するための取組
(3) 国民の魚離れを食い止めるための取組
(4) 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案関係
ア 海業の振興と魚介類の消費減少を食い止めることとの関係
イ 漁港施設等活用事業の実施に当たっての海業と漁業の共存のための調整の仕組み
ウ 地元特産品を扱う飲食店等に対するこれまでの取組と法改正による効果及び道の駅との連帯の必要性
エ 漁港施設の追加の理由及び水産物の輸出拡大等につながる施設の有無
オ 海業の振興に当たっての支援施策と推進手法
- (5) 水産業に関わる人材の育成についての取組

(6) 水福連携についての見解

長友慎治君（国民）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案関係

- ア 国土交通省の「みなとオアシス」との相乗効果
- イ 水産物の消費拡大に向けた「魚の国のしあわせ」プロジェクトの成果
- ウ 漁港の機能強化により今後輸出拡大を期待している品目
- エ 漁業従事者の増加に対する法改正の効果

田村貴昭君（共産）

(1) 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案関係

- ア 漁業者等の合意がないまま首長の認定を受けた事業者が漁業者の漁港利用を阻害するおそれの有無
- イ 販売加工業者等を含め幅広く関係者から意見を聴取する必要性

(2) 有明海におけるノリの不作関係

- ア 水産庁職員の現場への派遣状況及びその後の対応
- イ カキを用いた赤潮対策
- ウ 現場の声を聴き実効ある対策を検討する必要性
- エ 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）第 22 条により損失の補填を行う必要性

仁木博文君（有志）

- (1) 漁業就業者が減少している原因
- (2) 法改正により漁港におけるプレジャーボート等が増加する可能性
- (3) 公共事業の実施に伴う漁業権等に対する補償の算定基準
- (4) 漁協の組合員資格に関して国として適正に監督する必要性
- (5) 藻場等の再生作業への支援を充実させる必要性